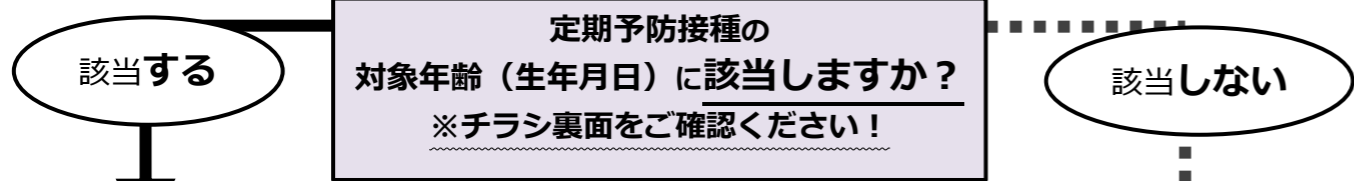
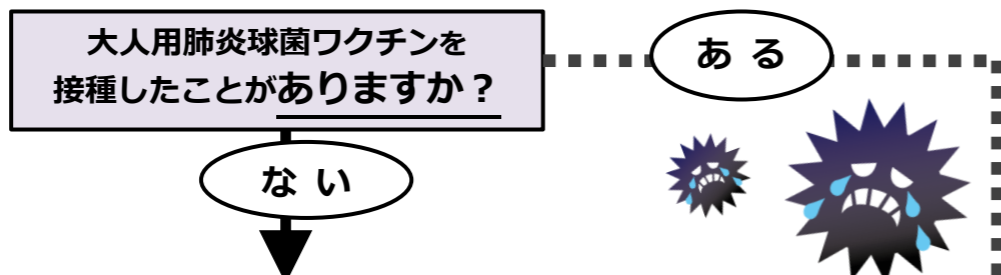




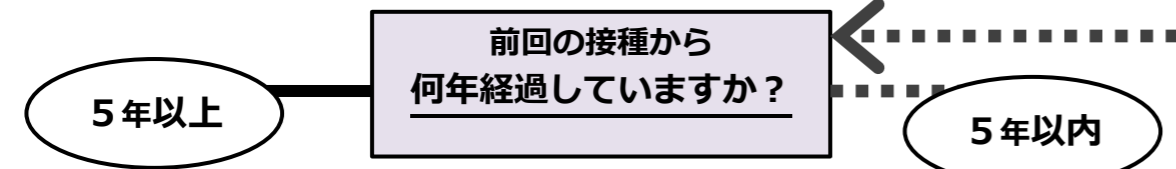
大人用肺炎球菌ワクチンのお知らせ

余市町では、**65歳以上**の方を対象に大人用肺炎球菌ワクチンの接種費用を一部助成しています！詳しくはこちらをご覧ください！



定期予防接種（接種料金2,700円）
として接種することができます！！😊
※予約が必要な場合等ありますので、あらかじめ医療機関へご確認のうえ接種することをお勧めします。

任意予防接種（接種料金3,600円）
として接種することができます。
※予約が必要な場合等ありますので、あらかじめ医療機関へご確認のうえ接種することをお勧めします。



任意予防接種（接種料金3,600円）
として接種することが可能です！！
再接種を希望される際は、医師とよくご相談のうえ、接種を受けてください。

接種することができません！！😞
（副反応が強く出る可能性があるためです。）
5年以上経過してから医師とよくご相談のうえ、接種を受けてください。
※ただし、任意予防接種となります。

◆ 接種期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

◆ 接種料金

・定期予防接種：2,700円 ・任意予防接種：3,600円

※どちらの場合も、生活保護世帯の方は無料接種できます。

**裏面も
ご確認ください**

★★ 令和5年度の定期予防接種の対象年齢（生年月日）は以下のとおりです★★

- 60歳 ~ 64歳までの障害者手帳1級をお持ちの方
- 65歳（昭和33年4月2日 ~ 昭和34年4月1日 生まれ）
- 70歳（昭和28年4月2日 ~ 昭和29年4月1日 生まれ）
- 75歳（昭和23年4月2日 ~ 昭和24年4月1日 生まれ）
- 80歳（昭和18年4月2日 ~ 昭和19年4月1日 生まれ）
- 85歳（昭和13年4月2日 ~ 昭和14年4月1日 生まれ）
- 90歳（昭和8年4月2日 ~ 昭和9年4月1日 生まれ）
- 95歳（昭和3年4月2日 ~ 昭和4年4月1日 生まれ）
- 100歳（大正12年4月2日 ~ 大正13年4月1日 生まれ）



※上記の年齢（生年月日）に該当していても、過去に1度でも肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は定期予防接種の対象にはなりません。ご注意ください。

（ただし、前回の接種から5年以上経過している場合、任意予防接種として接種することが可能です。）

◇接種は下記の医療機関にて実施しておりますが、医療機関によって接種日が異なったり、予約が必要な場合もありますので、あらかじめ医療機関へご確認のうえ接種することをお勧めします。

接種医療機関	電話番号	接種医療機関	電話番号
余市協会病院	23-3126	勝田内科皮フ科クリニック	22-3843
小嶋内科	22-2245	よいち汐風クリニック	21-5566
中島内科	22-3866	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533
勤医協余市診療所	22-2861	よいち整形外科クリニック	48-5000
わたなべ内科医院	22-3989	よいちクリニック	21-4570
田中内科医院	22-6125	森内科胃腸科医院（仁木町）	32-3455
池田内科クリニック	23-8811	積丹町立国民健康保険診療所（積丹町）	44-2175
林病院	22-5188	海のまちクリニック（古平町）	42-2135

--- 予防接種を受ける前に、下記の注意事項をよく読んで理解しましょう！ ---

- (1) 一般注意事項
 1. 予防接種は体調のよいときに受けましょう。接種後24時間は副反応（健康状態の変化）に注意し、接種局所の異常反応や体調が悪くなった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。診察を受けた場合は、役場の担当課までご連絡ください。
 2. 気になることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当医師や看護師に質問しましょう。そして、十分に納得してから接種を受けるようにしましょう。
- (2) 予防接種を受けることができない人
 1. 接種当日、明らかに発熱(37.5度以上)がある人。
 2. 重篤な急性疾患にかかっている人。
※急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は接種を見合わせるのが原則です。
 3. ワクチンに含まれている成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある人。
※アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起きるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
 4. 過去5年以内に大人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人。
 5. その他、上記1~4に当てはまらなくても、医師が接種不相当と判断した人。
- (3) 予防接種を受ける際、医師とよく相談しなくてはならない人
 1. 基礎疾患を有する人（心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等）。
 2. 今までにけいれんを起こしたことのある人。
 3. 今までに免疫不全の診断がされている人、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人。
 4. 接種液の成分に対して、アレルギーがあるとされたことがある人。

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 余市町役場民生部子育て・健康推進課 ☎：21-2122（課直通）